

令和6年度「食文化ストーリー」創出・発信モデル事業  
天龍村の「柚餅子」魅力発信パンフレット作成業務  
受託業者選定プロポーザル実施要領

1. 趣旨

この要領は、天龍村の「柚餅子」魅力発信パンフレット作成業務の委託に際し、公募型プロポーザルにより受託者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

2. 業務概要

(1) 業務名

天龍村の「柚餅子」魅力発信パンフレット作成業務

(2) 業務内容

別添「業務委託仕様書」のとおり

(3) 業務期間

契約日から令和7年3月21日（金）まで

3. 委託契約額の上限

契約上限額 金 1,199,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

4. 業者選定方法

公募型プロポーザル方式とし、選定にあたっては選定委員による書類審査を行い、審査基準に基づき、提案者の順位を決定する。

5. 参加要件

プロポーザルに参加しようとする者は次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1) 法人、団体または複数事業者による連合体として、飯田下伊那管内に本社または営業所を有し、本業務の実施について、天龍村の要請に応じて即時に対応できる体制を整えていること。
- (2) 法人、団体または複数事業者による連合体として、パンフレット作成業務に関する豊富な実績を有するとともに本事業と類似した契約を受注した実績を有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (4) 政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後2年を経過していないもの又はその者を代理人、支配人その他の従業者として使用する者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者

(更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている者を除く。)でないこと。

- (6) 本公募による手続きの開始から契約締結までの間に、天龍村からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていない者であること。
- (7) 企画提案実施日前3年間、法人の事業等において刑法等の重大な法令に違反して処罰等を受けていない者であること。
- (8) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員及び暴力団員と社会的に非難される関係にない者であること。

## 6. スケジュール

- |               |                        |
|---------------|------------------------|
| (1) 公 募 開 始   | 令和6年12月26日(木)          |
| (2) 質 問 締 切   | 令和7年1月9日(木) 午前12時00分必着 |
| (3) 質 問 回 答   | 令和7年1月10日(金) 予定        |
| (4) 申込書提出締切   | 令和7年1月14日(火) 午後5時00分必着 |
| (5) 企画提案書提出締切 | 令和7年1月17日(金) 午後5時00分必着 |
| (6) 選 定 委 員 会 | 令和7年1月20日(月) 予定        |
| (7) 選定結果通知    | 令和7年1月23日(木) 予定        |
| (8) 契 約 締 結   | 令和7年1月29日(水) 予定        |
| (9) 事 業 完 了   | 令和7年3月21日(金) 予定        |

## 7. 申込方法

本プロポーザルに参加しようとする場合は、次のとおり、参加申込書を提出すること。

### (1) 参加申込書の提出

#### ① 提出書類：

- ア. 参加申込書(様式1)
- イ. 会社概要書(様式2)
- ウ. 暴力団排除に関する誓約書(様式3)
- エ. 業務実績書(様式4)

#### ② 提出部数：各1部ずつ

#### ③ 提出期限：令和7年1月14日(火)午後5時00分(必着)

#### ④ 提出場所：問い合わせ先と同様

#### ⑤ 提出方法：郵送(書留郵便、配達証明またはレターパックに限る。)又は持参。

## 8. 質問及び回答

本実施要領のほか、提出する書類に関して質問があるときは、次のとおり質問を受け付け、その質問に対して回答する。

### (1) 質問

- ① 提出書類：質問書（様式11）
- ② 提出期限：令和7年1月9日（木）午前12時00分（必着）
- ③ 提出方法：電子メールに限る。  
件名は「柚餅子パンフレット作成業務委託プロポーザルに関する質問」とすること。  
なお、送信にあたっては必ず電話にて連絡すること。
- ④ 電子メールアドレス及び電話番号：問い合わせ先と同様

### (2) 回答

- ① 回答期限：令和7年1月10日（金）予定
- ② 回答方法：質問についての回答は、直接回答するとともに、質問締切後、回答をまとめてホームページへ公表する。

## 9. 企画提案書作成及び提出

企画提案書の作成及び提出は次のとおりとする。

### (1) 企画提案書の作成要領

企画提案書の作成は、「天龍村の「柚餅子」魅力発信パンフレット作成業務企画提案書作成要領」によること。

### (2) 企画提案書等の提出

- ① 提出期限：令和7年1月17日（金）午後5時00分必着
- ② 提出物：(1)により作成した企画提案書、見積書
- ③ 提出部数：正本1部、副本5部
- ④ 提出方法：郵送（書留郵便、配達証明またはレターパックに限る。）又は持参。
- ⑤ 提出先：問い合わせ先と同様

### (3) 留意事項

提案書等は提出者1者につき1提案のみ受け付けるものとし、提出後の書換え、差替え及び撤回は認めないものとする。

### (4) 提案が無効となる場合

次のいずれかに該当する提案は、これを無効とする。

- ① 参加要件を満たさない者又は受託候補者を選定するまでの間に参加要件を満たさなくなった者による提案。
- ② 提出書類に虚偽の記載を行った者による提案。
- ③ 提出期限が過ぎた場合 ※郵便事情等により到着しなかったことに対する異議を申し立てることはできない。自然災害等による場合はこの限りではない。
- ④ 3に示す契約上限額を超える提案。
- ⑤ 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、

第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案。

- ⑥ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案。
- ⑦ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

#### 10. プロポーザル選定委員会

##### (1) 提案内容の評価及び最優秀提案者等の選定

- ① 企画提案の審査は、天龍村の「柚餅子」魅力発信パンフレット作製業務委託プロポーザル選定委員会が行う。
- ② 選定委員は、審査基準に沿って企画提案書の審査を行う。
- ③ 選定委員会は非公開とする。
- ④ 審査基準に基づき採点を行い、得点の最も高い者を最優秀提案者、次に得点の高い者を次点者として選定する。最優秀提案者が2者以上あるときは、選定委員会の協議により決定することとする。
- ⑤ 提案者が1者のみであった場合、審査の結果、村が求める目的に沿ったものであると判断した場合において、その者を委託候補者と決定する。

##### (2) 審査基準

評価項目		評価の視点	配点	
企画提案力	事業趣旨の理解	業務目的及び業務内容を十分に理解し、目的の達成につながる実現性の高い計画を立案しているか。	25	75
	デザイン性	視覚的に興味・関心向上に寄与できるデザインとなっているか。	30	
	独自性	事業の趣旨に沿った独自性のある提案がされているか。	10	
	見積金額	提案内容に対して妥当な価格を設定しているか。	10	
業務遂行能力	適切な進行管理	業務を遂行するための人員・組織体制が提案されているか。また、実施スケジュールなどから、事業の確実な実施が見込まれるか。	10	25
	経験・実績	類似業務の実績から、業務の運営を円滑に行うことが見込まれるか。	10	
	企業体制	ワーク・ライフ・バランスの取組を推進し、業務の効率化、女性など多様な人材の確保・定着による企画力の高度化が図られているか。	5	
合 計			100	100

### 1 1. 契約の締結

審査により決定された者と契約の交渉を行う。なお、候補者の企画提案が無効となった場合や契約交渉が不調等により契約締結に至らない場合は、審査により次順位者とした者と契約締結の交渉を行う。

### 1 2. 公正な企画提案の確保について

- (1) 企画提案参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 企画提案参加者は、企画提案に当たっては、競争を制限する目的で他の企画提案参加者と提案内容に関する相談を行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) 企画提案参加者は、受託候補者の決定前に、他の企画提案参加者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。
- (4) 企画提案参加者が連合し、又は不穏な行動をなすなどの場合において、企画提案を公正に執行することができないと認められる場合は、当該企画提案参加者を企画提案に参加させず、又は企画提案の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

### 1 3. 特記事項

- (1) 企画提案書類等の作成、提出等に要する経費は、全て企画提案参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は、原則として返却しない。
- (3) 提出された書類等は、提出者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。
- (4) 提出された書類等は、審査及び説明のために、その写しを作成し、使用することができるものとする。
- (5) 本プロポーザルに係る提出書類について、当該書類の受理後においては、差替え、追加、削除等は一切認めない。ただし、村が必要とする場合は、追加資料の提出を求められる場合がある。
- (6) 契約者は、企画提案書に記載した配置予定担当者を本業務に配置すること。
- (7) 契約者は、重要な情報及び個人情報の取扱いに関して、個人情報保護法等に基づき、適切な管理能力を有していること。

### 1 4. 問い合わせ先

天龍村役場 地域振興課

〒399-1201 長野県下伊那郡天龍村平岡878番地

電話0260-32-1023 ファックス0260-32-2525

電子メール d-sinko@vill.tenryu.lg.jp